

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則）

県立学校教育課

1 規則の概要(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則)

沖縄県立特別支援学校の通学区域について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の概要

平成27年1月に伊良部大橋が開通し、宮古島市立伊良部中学校及び佐良浜中学校区域から陸路により宮古特別支援学校へ通学することが可能となったことに伴い、より身近な地域で就学し、通学における在学者と保護者の負担を軽減するため、両区域の通学区域を改める。

3 公布及び施行年月日

平成27年8月4日

4 新旧対照表

別添参照

	<p>原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市</p>	
<p>沖縄高等特別支援学校</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立陽明高等学校分教室にあつては、那覇地区及び西原町、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市</p>	<p>中部農林高等学校分教室にあつては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。 陽明高等学校分教室にあつては、那覇地区及び島尻地区及び西原町、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市に限る。</p>
<p>鏡が丘特別支援学校 （病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立陽明高等学校分教室を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市</p>	<p>医師の許可を受けて保護者（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の責任において通学可能な児童生徒に限る。</p>

	<p>原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市</p>	
<p>沖縄高等特別支援学校</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立陽明高等学校分教室にあつては、那覇地区及び島尻地区読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市</p>	<p>中部農林高等学校分教室にあつては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。 陽明高等学校分教室にあつては、那覇地区及び島尻地区及び西原町、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市に限る。</p>
<p>鏡が丘特別支援学校 （病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立陽明高等学校分教室を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市</p>	<p>医師の許可を受けて保護者（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の責任において通学可能な児童生徒に限る。</p>

森川特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那国大学医学部附属病院、那覇原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	本校にあっては、独立行政法人国立病院機構沖繩病院（障害児入所施設に限る。）の入所者及び医師の許可を受け、保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。学問訪問学級にあっては、病院内訪問学級にあっては、沖繩県立北部病院、沖繩県立中部病院、社会医療法人敬愛会、国立大学法人琉球大学医学部附属病院、那覇市立病院、沖繩県立南部医療センター・こども医療センター、日本赤十字社沖繩赤十字病院及び沖繩医療生活協同組合沖繩共同病院の入院者に限る。
宮古学区	宮古島市	
宮古特別支援学校		

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、粟国村、渡嘉敷村、多良間村、竹富町、与那国町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森川特別支援学校	石垣市	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那国大学医学部附属病院、那覇原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	本校にあっては、独立行政法人国立病院機構沖繩病院（障害児入所施設に限る。）の入所者及び医師の許可を受け、保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。学問訪問学級にあっては、病院内訪問学級にあっては、沖繩県立北部病院、沖繩県立中部病院、社会医療法人敬愛会、国立大学法人琉球大学医学部附属病院、那覇市立病院、沖繩県立南部医療センター・こども医療センター、日本赤十字社沖繩赤十字病院及び沖繩医療生活協同組合沖繩共同病院の入院者に限る。
宮古学区	宮古島市	宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）	
宮古特別支援学校			

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、粟国村、渡嘉敷村、渡名喜村、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域に限る。）、多良間村、竹富町、与那国町